

Vol.25-5月号



****お知らせ**

6月より「住民税」が改定されます。
特別徴収の場合、天引き額にご注意ください。

(※正しく表示されない場合は、ブラウザで表示をご覧ください。)

[illegible]

- ① 「住民税」の仕組み
- ② 最近のニュースから
『基礎年金底上げ、審議入り＝自立公が改革法案で修正案
一衆院厚労委』（@時事通信）
- ③ 編集後記



① 「住民税」の仕組み

「**住民税**」は、市区町村や都道府県に住んでいる人が地域に貢献するために納める税金のことです。主に、教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理などの身近な行政サービスをまかなうために使用されます。この税金は、「所得税」のように国に払う税金とは違い、地方自治体に納める「**地方税**」となります。

住民税には、企業などが負担する「法人住民税」と個人が負担する「個人住民税」があります。

個人住民税には、「特別徴収」 & 「普通徴収」2つの納付方法があります。

- 特別徴収：給与支払者（会社）が代わりに徴収・納付（原則）
- 普通徴収：自営業や副業収入に対して本人が納付（年4期）

では、**住民税はどのように計算されるのでしょうか？**

◆ 住民税の税率について

住民税は「①均等割」 + 「②所得割」で構成されていて、計算対象は前年分の所得です。

① 所得がある人が定額で負担する「均等割」

令和7年度だと、全国的に多くの地域で「年額5,000円前後」。

- ・市町村：3,500円前後
- ・都道府県：1,500円前後

② 前年の所得を基準に計算される「所得割」

課税所得金額 × 税率（10%） = 所得割額

- ・都道府県民税：4%
- ・市町村民税：6%

◆ 住民税の計算方法について

住民税額の計算方法

$$\text{① 所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{② 課税所得金額} \times \text{税率10\%} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

$$\text{③ 所得割額} + \text{均等割5,000円} = \text{住民税額}$$

Step 1 「所得金額」

住民税で対象となる「所得」とは、所得税法上の各所得をベースに、経費控除や調整を経た所得額のことです。

- ・給与所得：給与収入から給与所得控除を引いた額
- ・事業所得：事業収入－必要経費
- ・不動産所得：不動産収入－必要経費
- ・他にも配当、利子、退職、雑所得など...

✦ 所得控除前の各所得は「合計所得金額」と呼ばれます。

Step 2 「所得控除額」

「所得金額」から以下のような「所得控除額」を差し引いて「課税所得金額」を計算します。

- ・基礎控除一律43万円（※所得制限あり）
- ・配偶者控除最大33万円（住民税）
- ・扶養控除一人あたり33万円～45万円
- ・社会保険料控除実際支払額全額
- ・生命保険料控除等上限あり
- ・小規模企業共済掛金控除上限あり
- ・寄附金控除（ふるさと納税など）

👉 控除後に出るのが「課税所得金額」です。

Step 3 「所得割額」

住民税の計算の基礎となる金額となります。

Step 2 で算出された「課税所得金額」に住民税率10%を掛けて決定します。

「所得割額」＝「課税所得金額」×住民税率（10%）（－「税金控除」）

都道府県民税：4%

市町村民税：6%

※自治体ごとに若干の差異あり

「税金控除」があればここで控除されます。

代表的なもの：

- ・住宅ローン控除（上限あり）

- ・ 寄附金控除（ふるさと納税など）

Step 4 「住民税額」の決定

「所得割額」 + 均等割額 = 「個人住民税額」

（計算例）

課税所得が200万円で控除額が12.8万円の場合・・・

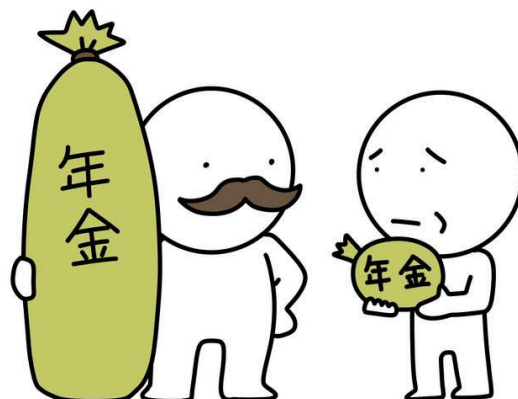
住民税額は7万2千円となります。（年額）

これを12回分割で納めます。

項目	金額
課税所得	200万円
所得割（10%）	20万円
寄附控除（ふるさと納税で3万円寄附）	2.8万円
住宅ローン控除	10万円
最終住民税額	20万円 - 2.8万 - 10万 = 7.2万円

住民税額を抑える方法としては、できる限り「税金控除」を利用することです！

②
最近のニュースから
『基礎年金底上げ、審議入り
自立公が改革法案で修正案』
（@時事通信）



『自民、立憲民主、公明3党が28日、基礎年金の将来的な底上げを付則に追加した年金制度改革関連法案の修正案を衆院厚生労働委員会に共同提出した。修正案は同日審議入りし、今国会で成立する見通し。3党は審議を通じ他党の賛同も得る考えだ。

全国民が対象の基礎年金は、少子高齢化の影響で将来世代の給付水準が約3割下がる見込み。修正案は、2029年の財政検証で大幅な水準低下が想定される場合、厚生年金の積立金と国費を活用した底上げ策を実施すると付則に明記した。厚生年金の支給額が一時的に減る人には緩和策を講じる。

[時事通信社]』引用は[こちら](#)

基礎年金底上げ策の目的として、少子高齢化に伴い、将来的に基礎年金の給付水準が約3割低下する見込みがあるため、その減少を抑えることを目的としています。

2029年に予定されている財政検証で、基礎年金の給付水準が大幅に低下する見込みとなった場合に、厚生年金の積立金と国費を活用して底上げ策を実施することが付則に明記されました。

厚生労働省の試算によれば、現在40歳の女性が65歳から平均寿命まで年金を受給する場合、現行制度と比較して約295万円の増加が見込まれています。

50歳の男性（就職氷河期世代）では、約170万円の増加が試算されています。

一方で、現在63歳以上の男性や67歳以上の女性については、受給総額が最大で23万円減少する可能性があります。

財源については、一部、厚生年金の積立金を流用する案がでています。

本来、日本の年金制度は2階建てになっていて、1階（国民年金）と2階（厚生年金）は別立てのはず。

厚生年金加入者からの拠出金で積み立てている財源を、国民年金底上げの財源に使うことについて批判もでています。さらに、厚生年金については、現在料率改定が留保されている厚生年金保険料についても、高額所得者のみ引き上げが検討されています。

.....
③ 編集後記

お米の価格の上昇がとまりませんね……。店頭在庫もほぼなく……。
来週早々にも政府備蓄米が店頭にならぶようですが、複数米であり、令和4年米などの
古米が中心となるようです。従来の銘柄米は目がとびでるような価格です。
先日は5kg 5,300円という価格で購入しました。（やむを得ず）
収穫量は数年前からさほど変わっていないと聞きます。
お米、どこにいったのでしょうか。

電話 072-728-8880

せんり社会保険労務士事務所 

このメールは Wix で作成されました。 [サイトを見る](#)